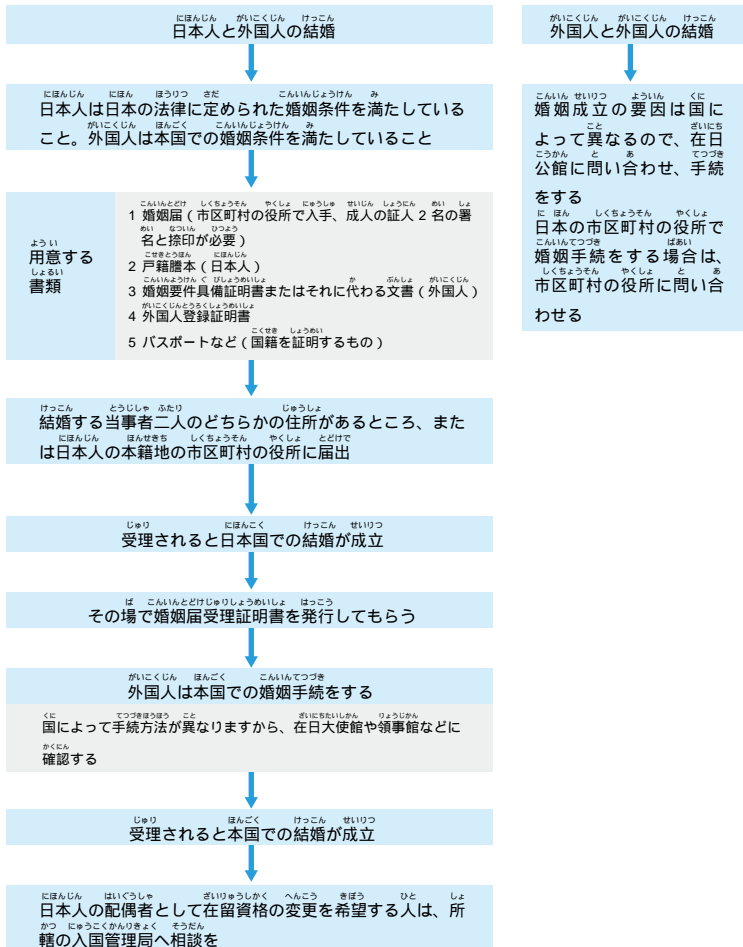




6. 国際結婚・離婚

国際結婚のの流れ



1. 結婚

国際結婚では結婚する二人の、それぞれの国の法律に従わなければなりません。また、両方の国で結婚の手続きをすることが大切です。

具体的には婚姻届のほか、外国人登録をはじめ各種届出が関係法律で定められていますので、忘れずに行いましょう。この場合、勤務先や学校を通じて届出をすることも多いので、勤務先や学校にも知らせましょう。

1-1 日本の婚姻

日本の法律で定められた婚姻（結婚）条件は以下のようなものがあり、すべてを満たしていなければいけません。

- ・結婚年齢は男性が満 18 歳、女性が満 16 歳に達していること（民法 731 条）
- ・20 歳未満の場合は父母の同意が必要（民法 737 条）
- ・重婚でないこと（民法 732 条）
- ・女性が再婚する場合は、法的に離婚した日から 6 カ月を経過していること（民法 733 条）

1-2 婚姻届

婚姻届とは結婚するとき、市区町の役所に提出する届出のことで、婚姻成立の要件は、国によって異なりますから、日本人は日本の、外国人はその人の国の婚姻要件（条件）を備えていることが必要になります。そこで、外国人が婚姻する場合は、婚姻要件を備えていることを証明する婚姻要件具備証明書を出さなければなりません。

外国人の婚姻要件具備証明書は、在日大使館、領事館で発行され、外国語で記載されている場合は、翻訳者の署名、捺印された訳文を添付します。婚姻要件具備証明書が発行されない国の場合は、それに代わる書類を準備しなければなりませんので、詳しくは市区町の役所

と あ けっこん ともな かくしゅとどけで わす
に問い合わせてください。また、結婚に伴う各種届出を忘れずにおこ
ないましょう。

たいしかん りょうじかん
大使館・領事館リスト P253

とうじしゃ いっぽう がいこくじん ばあい
当事者の一方が外国人の場合

にほん けっこん
(日本で結婚するとき)

にほんじん がいこくじん にほん けっこん ばあい こせきほう きてい したが
日本人と外国人が日本で結婚する場合は、戸籍法の規定に従って
こんいんとどけ だ にほんがわ てつづ お
婚姻届を出します。これで日本側の手続きは終わり、このあと
ほんごく とどで こんいんとどけじゅりしやうめいしよ ひつよう
本国に届出をします。このとき、婚姻届受理証明書が必要です、
こんいんとどけ ていしゅつ じゅりしやうめいしよ ほんこく
婚姻届を提出したときに受理証明書を発行してもらいたいでしょう。
くに てつづ こと ざいにちたいしかん りょうじかん
また、国によって手続き方法が異なりますから、在日大使館や領事館
なごにん くにん にほんじん けっこん にほんじん はいくうしや
などに確認をしましょう。日本人と結婚して、日本人の配偶者として
ざいりゅうしかく へんこう きぼう ひと にゅうこくかんりきよく そうだん
の在留資格の変更を希望する人は、入国管理局へ相談しましょう。

と あ ざいりゅうしかく ざいりゅうてつづ かん と あ
問い合わせは在留資格「4. 在留手続きに関する問い合わせ」P50 を
さんしやう
参照してください。

ひつよう しよるい
必要な書類

- こんいんとどけ ようし しゅちやう やくしよ せいじん しやうにん めい
・婚姻届（用紙は市区町の役所にあります） 成人の証人2名の
しよめい なついでん ひつよう
署名と捺印が必要
 - にほんじん こせきとうほん つう
・日本人の戸籍謄本1通
 - がいこくじん いっばんてき ひつようしよるい
外国人の一般的な必要書類
 - こんいんようけんぐびしやうめいしよ ざいにちたいしかん りょうじかん ほんこく およ ほんやくしや
・婚姻要件具備証明書（在日大使館、領事館で発行）及び翻訳者の
しよめい なついでん やくぶん てんぶ が ばんしよ
署名、捺印された訳文を添付）またはそれに代わる文書
 - こくせきしやうめいしよ ほんやくしや しよめい なついでん やくぶん てんぶ
・国籍証明書および翻訳者の署名、捺印された訳文を添付、またはパ
スポートなど
 - がいこくじんとらうくしやうめいしよ
・外国人登録証明書
 - とらうくげんびやうきさいじこうしやうめいしよ たし がいこくじんとらうく かつ
・登録原票記載事項証明書（他市に外国人登録をしている方のみ）
- ほか くに ひつよう しよるい こと しゅちやう やくしよ
その他、国によって必要な書類が異なりますので、市区町の役所に

かくにん

確認してください。

ひつよう

じゅり

あと

こんいんとどけ

じゅりしやうめいしよ

はつこう

必要ならば、

受理された後、

婚姻届受理証明書

を発行してもらい

ましょう。

婚姻届の書き方

こんいんとどけ か かた

婚姻届の書き方は、

以下の点を

除いて日本人

の場合と

同じです。

以下

の点を

除いて

日本人

の場合

と同じ

です。

- 当事者の氏名、生年月日、住所：

カタカナで氏・名の順で記入します。氏と名の間には読点（・）を打ちます。例：スミス・ジョン

生年月日は西暦でかまいません。住所は外国人登録をしている場所です。

- 本籍地：当事者の国籍のみ記入します。
- 署名・捺印：署名だけでかまいません。

（外国で結婚したとき）

がいこく けっこん

外国で、婚姻が成立した場合は、3か月以内に婚姻に関する証書の謄本を在外日本大使館または領事館に提出するか、本籍地のある市区町に届出が必要です。

必要な書類

- 婚姻届（用紙は市区町の役所にあります）
成人の証人2名の署名と捺印は不要です。
- 日本人の戸籍謄本1通
- 婚姻証明書（及び翻訳者の署名、捺印された訳文を添付）
- 国籍証明書および翻訳者の署名、捺印された訳文を添付またはパス

ポートなど

- 外国人登録証明書

- ・登録原票記載事項証明書（他市に外国人登録をしている方のみ）
その他、国によって必要な書類が異なりますので、市区町の役所に
確認してください。

当事者の両方が外国人の場合

外国人同士が日本で結婚したい場合は、手続きの方法が国によって
異なりますから、それぞれの在日の大使館、領事館に確認しましょ
う。日本の市区町の役所で婚姻手続きをする場合は、市区町の役所に
必要書類などの確認をしましょう（受理された後、婚姻届受理証明書
を発行してもらいます）。またそれぞれの本国への届出も必要です。

婚姻後の国籍

外国人が、日本人と結婚したことで自動的に日本国籍を取得するこ
とはありません。なお、日本国籍を取得するためには、法務大臣の
帰化の許可を得なければなりません。

（その他届出「3. 帰化届」p71を参照）

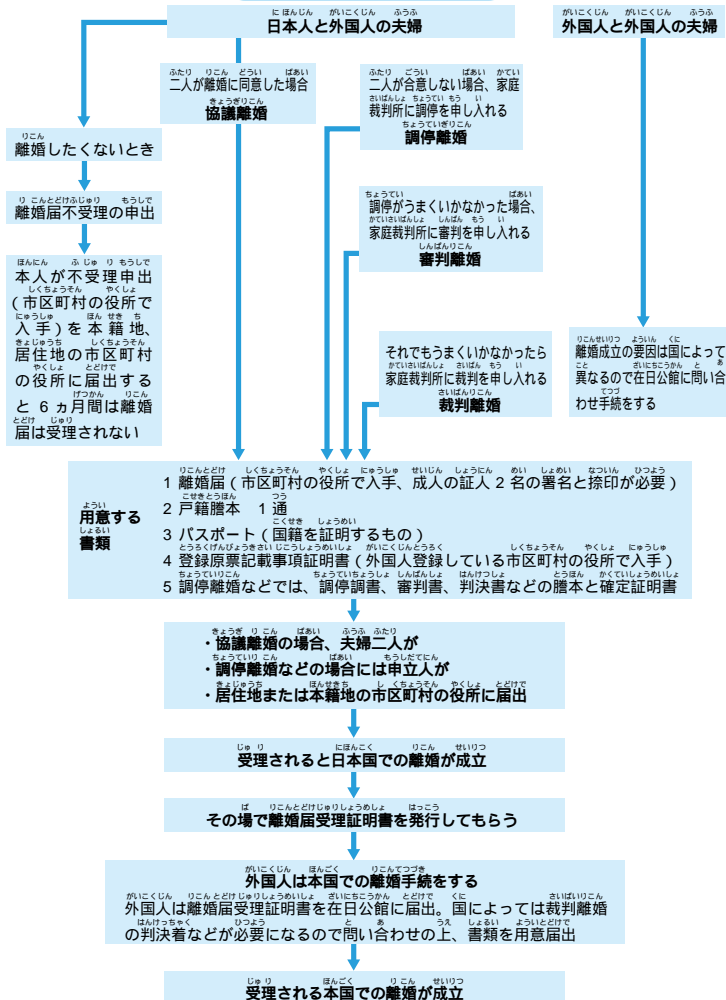
2. 離婚

日本に住んでいる外国人も、日本国内で離婚したときは離婚届
を提出します。また本国にも届出が必要です。結婚のときと同様、
外国人登録をはじめ届出（国際結婚・離婚「3. 結婚・離婚に伴う
各種届出」P68参照）を忘れずに行いましょう。

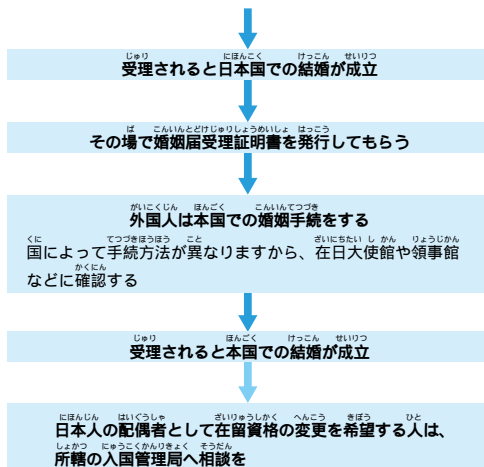
2-1 離婚届

離婚届とは離婚したときに、自分が住んでいる市区町の役場に出す
届出のことで、離婚には、話し合いによる協議離婚と、家庭裁判所が
関与して成立する調停離婚、審判離婚、裁判離婚があります。

国際離婚のの流れ



6. 国際結婚 離婚



ふうふ いっぼう がいこくじん ばあい 夫婦の一方が外国人の場合

ふたり りこん どうい にほん ほうりつ てきよう
二人が離婚に同意すれば、日本の法律が適用されます。ただし、
あいてこく ゆうこう くに ほうりつ こと
相手国で有効かどうかはその国の法律によって異なります。また、国に
よって手続方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認しま
しょう。必要ならば、離婚届受理証明書を発行してもらいましょう。

こ ばあい しんけんしゃ しめい しんけん ふく しめい
子どもがいる場合は、親権者の氏名およびその親権に服する氏名も
とどけで ひつよう
届出する必要があります。

ひつよう しよるい 必要な書類

- 離婚届（用紙は市区町の役所にあります）
りこんとどけ ようし しゅくちよう やくしょ
- 成人の証人 2 名の署名と捺印が必要
せいじん しょうにん めい しょうめい なつひん ひつよう
- 戸籍謄本 1 通（日本人）
ごせきとうほん つう にほんじん
- パスポート
- 登録原票記載事項証明書
とうろくげんびようきさいじこうしょうめいしょ
- 調停離婚などでは、調停調書、審判書、判決書などの謄本と
ちようていりこん ちようていちようしょ しんぱんしょ はんけつしょ とうほん
かくていしょうめいしょ
確定証明書

必要ならば、受理された後、離婚届受理証明書を発行してもらう

離婚したくないとき

あなたが日本人の相手から離婚を迫られている場合、相手が勝手に離婚届に署名して役所に提出されてしまうと、離婚が成立してしまいます。離婚の意思がない場合は、相手（日本人）の本籍地、居住地の市区町の役所に離婚届の不受理（受け取らない）申出を出しておくといでしょう。これにより、提出後6ヵ月以内は離婚届の受理を阻止することができます。6ヵ月を過ぎても問題が解決に至らない場合は、もう一度同じ書面を提出する必要があります。

在留資格の変更

外国人が日本人の配偶者と離婚したとき、「日本人の配偶者」という身分ではなくなります。いまずくに帰国しなければならない、というわけではありませんが、入国管理局で在留資格変更の手続が必要です。

ただし、在留資格が「日本人の配偶者等」でなくなったので在留期間の更新はできません。引き続き日本に住みたい場合は他の在留資格を取得しなければなりません。

両方の国で国際結婚の手続きをした夫婦

日本でだけ離婚手続をして本国の離婚手続きを忘れて、本国ではまだ結婚していることになっていて、再婚するときなどにトラブルのもとになります。本国での離婚手続きは必ずしておきましょう。

夫婦の両方が外国人の場合

離婚成立の要因は国によって異なりますから、それぞれの在日大使館、領事館に手続の方法などを、確認してください。複雑な場合は、弁護士や行政書士などの専門家に相談しましょう。

静岡県弁護士会・静岡県行政書士会リスト P343

こくさいこうりゅうきょうかい し にちじょうせいかつ そうだん たげん ご たいあう
 国際交流協会や市では、日常生活の相談に多言語で対応している
 ところもあります。弁護士や行政書士に無料で相談できる日を設けて
 いるところもあります。

こくさいこうりゅうきょうかい
 国際交流協会リスト P218

たげんご せいかつそうだん
 多言語による生活相談リスト P222

せんもんか せいかつそうだん たげんご
 専門家による生活相談（多言語）リスト P228

2-2 離婚と子ども

にほん ほうりつ まん さいみまん こ ばあい しんけんしゃ き
 日本の法律では、満 20 歳未満の子どもの場合、親権者を決め
 なければ離婚届は受理されません。

3. 結婚・離婚にともなう各種届出

けっこん りこん かくしゅとどけで
 婚姻届、離婚届の提出にともなう、以下のような各種届出を行わ
 なければいけません。この場合、市区町の役所だけでなく、勤務先
 や学校を通じて届出をすることも多いので、勤務先や学校にも知らせ
 する必要があります。

ひつよう とどけで 必要な届出	とどけでき 届出先
ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更	にゅうこくかんりかんきょく 入国管理局
がいにくじんとうろく へんこう 外国人登録の変更	しくちやう やくしよ 市区町の役所
てんきよとどけ 転居届	しくちやう やくしよ 市区町の役所
てんにゅうとどけ 転入届	あたらし きよじゅうち しくちやう やくしよ 新しい居住地の市区町の役所
こくみんけんこうほけん こくみんねんきん じゅうしよ めいぎへんこう 国民健康保険・国民年金の住所・名義変更	しくちやう やくしよ 市区町の役所
うんでんめんきょしやう じゅうしよ めいぎへんこう 運転免許証の住所・名義変更	けいさつ うんでんめんきょしけんじやう 警察・運転免許試験場
しんじやういどうとどけ 身上異動届	きんむさき 勤務先
よちよきん じゅうしよ めいぎへんこう 預貯金の住所・名義変更	きんゆうきかん 金融機関
でんき すいどう けいやくへんこう 電気・ガス・水道の契約変更	でんりよくがいしや がいしや すいどうきょく 電力会社、ガス会社、水道局
でんわ いてん しんせつ 電話の移転・新設	でんわがいしや 電話会社
ゆうびんぶつてんそう へんこうとどけ 郵便物転送のための変更届	ゆうびんきょく 郵便局